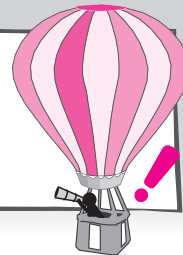


速報!

判例ナビ

☆今日の事例☆

銀行が、顧客の民事再生手続開始決定後に、顧客の手形の取立金を顧客に対する債権の弁済に充当することを有効とした事例
(名古屋高判金沢支部平22.12.15〔確定〕(金融法務事情1914号34頁))



講師：アンダーソン・毛利・友常法律事務所 弁護士 寺崎 玄

🔑 1st Step 事案の概要

本件は、X(原告、控訴人)が、銀行であるY(被告、被控訴人)に対して手形割引を申し込み、手形割引の準備のために約束手形2通(以下、「本件各手形」という)をYに預けたが、その後、Xについて民事再生手続開始決定がされたことから、Yが、XY間の銀行取引約定に基づき本件各手形を取り立てたうえで、当該取立金を、XのYに対する貸金債権(以下、「本件貸金債務」という)の弁済に充当(以下、「本件弁済充当」という)したところ、Xは、Yの本件弁済充当は民事再生法85条1項に反し許されず、したがって本件貸金債務は本件各手形金の範囲において消滅していない一方でYは理由なく本件各手形金相当額を保持していると主張して、当該取立金相当額の不当利得返還請求権に基づく支払を求めたという事案である。

原審(福井地判平22.15)は、本件各手形に対する商事留置権(商法521条)の取得を認めたとうえで、破産手続においては商事留置権が先取特権とされて(破産法66条1項)留置権者に優先弁済権が認められるのに対して、民事再生手続においては別除権(民事再生法53条)にとどまることから、かかる優先弁済権を認めないことが立法者の判断であるとして、本件弁済充当の効力を否定し、Yの不当利得返還義務を肯定して、Xの請求を本件貸金債務の弁済との引換給付判決の限度で認めた。Xのみが控訴。

🔑 2nd Step 判旨

本判決は、原審と同じく本件各手形に対する商事留置権の取得について認め、当該商事留置権が別除権として扱われていることの一事をもって優先弁済権が認められるということとはできないとしたうえで、手形取立金を銀行取引約定の合意に基づき貸金債務の弁済に充当することは、長年の銀行実務として取引界で広く知れ渡っており、再生債権者の予期に反するものとはいえず、またその優先弁済についての銀行の期待を合理性のないものということでは

きないとし、その前提のもとに、手形取立金は再生債務者の事業原資となることも予定されていないことから、本件弁済充当は、再生手続開始後の再生債権の弁済を原則禁止する民事再生法85条1項の趣旨ないし目的である債権者間の衡平に必ずしも反するものとはいえず、また、他の倒産手続と異なる処理をすれば銀行を不安定な地位に置くことになるとして、別除権の行使として許されるべきである旨、判示した(なお、本判決ではYの不当利得返還義務を否定したが、不利益変更禁止の原則(民事訴訟法304条)により、Xの控訴を棄却するにとどまった)。

🔑 3rd Step 実務の視点

銀行が顧客から預かった手形に対する商事留置権の倒産手続における取扱いについて、本判決は、①優先弁済権の成否および②倒産手続決定後の弁済充当の効力の有無という論点に言及している。

本件と類似の事案(取立委任として手形を預かった事案)につき、破産手続において破産法66条1項に基づき①が認められることを根拠に、②について肯定する東京地判平20.7.29(金判1323号48頁)と、民事再生手続において本件原審と同様の理由で①を認めず、②についても否定する東京地判平21.1.20(判時2040号76頁)が存在する。本判決は、②について、本件弁済充当の手法は銀行が合理的に期待するものである一方で、留置物たる手形は再生債務者が再生計画を遂行するための事業原資として予定されていないという実務上の観点、および破産手続と民事再生手続における取扱いを異にすれば銀行を不安定な地位に置くという点等を総合考慮し、上記平成21年判決と異なる結論を導いているが、同判決や本件原審が重視した優先弁済権に係る破産法と民事再生法の規定の差異(論点①)との整合性については必ずしも明確な理由を示していない。本件のような事案では、(本判決では言及されていないが)貸付債権と手形金債権の相殺の可否という論点も存在し、論点①②とあわせて今後さらに議論の余地がある。